

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第5号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例第3条第1項」を「条例第3条」に改める。

第12条第1項中「給料表の適用を異にすることなく」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条を次のように改める。

第16条 削除

別表第1中「(ア) 行政職給料表級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改め、(イ)を削る。

別表第5中「(ア) 行政職給料表初任給基準表」を「初任給基準表」に改め、(イ)を削る。

別表第6中「ア 行政職給料表昇格時号給対応表」を「昇格時号給対応表」に改め、イを削る。

別表第7中

「

4 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第16条の規定の適用を受ける職員にあっては、3)

」

を

「

4 (職務の級が6級以上であるものにあつては、3)

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。